

## 議事録

審議会等名称 令和6年度第2回神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会  
開催日時 令和7年3月4日(金) 10:00~11:10  
開催場所 Web会議システム(事務局:新庁舎12階県土整備局大会議室)  
出席者 ◎ 志賀 裕朗 横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院教授  
委員長職務代理者○ 勝地 弘 横浜国立大学大学院都市イノベーション学府・研究院(都市基盤)教授  
石津 寿恵 明治大学経営学部 専任教授  
田中 稲子 横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院教授  
村瀬 景子 弁護士

### 議事

- 1 抽出事案の審議
- 2 入札・契約手続きの運用状況等について(報告)
- 3 その他(報告)

#### 1 抽出事案の審議

##### 【志賀委員長】

抽出当番委員より結果のご報告をお願いします。

##### 【村瀬委員】

まず今回の口頭審議案件の抽出事務について述べさせて顶きたい。現在、案件抽出は2人の委員で行うとされているが、互いにいくつ、どの案件を選ばれたのかわからないまま、口頭審議は2件のみとなったと知らされ、追加の依頼をしたができないとのことであった。以前は重複などの理由で4件未満となった際には、事務局から連絡をいただいていた記憶である。年に2回しかない委員会なので、せめて4件は確保できるように事務局の事務を確認、調整していただきたい。

##### 【志賀委員】

確かに口頭審議の件数は少ないようにも感じる。次回は案件の抽出過程も含め、事務局で整理してください。

##### 【村瀬委員】

#### (1) 整理番号679 キャッシュレス・消費喚起事業(第3弾)の業務委託

契約金額が高額である。ポイントとして県民に還元される部分もあると思われるが、このうち落札者の手数料収入はいくらほどか。委託料の価格の妥当性はどのようにして担保したか。

第1弾、第2弾との比較、一者入札になった理由を聞きたい。

##### 【田中委員】

#### (2) 寒川第3浄水場沈でん池制御設備更新工事

寒川浄水場関連(寒川取水施設除く)で13件(No. 1, 2, 3, 6, 9, 10, 12, 14, 15, 18, 19, 20, 21)の随意契約

がみられます。全て「メーカー独自技術及びノウハウが必要…」と記載があるが、全て同じメーカーなのか。特に No. 19 は高額であり予定価格との比率も高いことから、価格の適正さに関して補足いただけると有り難い。

(1) 整理番号 679 キャッシュレス・消費喚起事業（第3弾）の業務委託

【資料に基づき産業労働局から説明】

<質疑>

【村瀬委員】

運用費がかかるのは分かるが、コールセンターへの問い合わせや追加でかかる広報というのは費用の妥当性はどのように検証したのか。本件は、第1弾、第2弾に続く第3弾とのことであるが、引き続いて行われているのであればコールセンターや広報に新たな費用をかける必要について、発注者側としてどの程度、その必要性を検討したか。

【産業労働局】

第1弾、第2弾があり、継続した事業だったが、今回の神奈川ペイを実施するにあたり、利用者、店舗からキャンペーン期間中に様々な照会があった。新たに始める方（利用者、店側）も絶えずあった。コールセンターの設置等は必要だったと考える。

県としても登録する店舗を拡大したかった。キャンペーン、説明会を通じて本事業を業者、県民に伝えるためにも広報はどの弾でも必要だったと考える。

【村瀬委員】

必要性は理解している。価格の妥当性について例えば、第1弾、第2弾を経て第3弾はコールセンターにどのくらい入電があるか、など考慮はしたか？

【産業労働局】

第3弾は広報の金額については第2弾までの周知があったので、金額は抑えるように検討した。第2弾は1.8億円弱だったが、第3弾はそれよりだいぶ少ない金額で広報周知業務はできたのでその点は改善を検討して実施したと考える。

【村瀬委員】

コールセンターはどうだったか。第2弾の入電件数をもとに算出等記載はあるが、この想定加盟件数3万件は対象としている。この想定は新たに増えたのか。実質値は幾らだったか教えてほしい。

【産業労働局】

加盟店は最終的には25,000店舗だった。コールセンターの受電は応答率50%から60%まで落ちた日もあった。応答率は月平均で86%弱程度に引き上げるようにした。それなりに入電があったと考える。

【村瀬委員】

説明によると、本件は事業共同体での受注とされているため、広報は(株)電通プロモーションプラス、コールセンターは SocioFuture (株) といった第 1 弾からの同じ組み合わせにしか発注できなかったようだが、元々、この事業は中小企業支援を目的としているのであれば、神奈川県内の事業者ができるものは、県内の業者に発注すべきだったのではないかと思った。それが気になり、コールセンター等の質問をした。

【石津委員】

説明を聞くと同じ業者での事業継続、あるいは特許の関係もあるので仕方ない考える。然し乍ら、もし今後も同じ事業が継続され、また同じ事業者との契約になるならば、委託費はデータに基づいた検証、また他自治体も同様かと思うので、情報を収集しながら運用していくといいと考える。

さて、委託費は、第 1 弾と第 2 弾は事務費、第 3 弾は委託費となっている。同じ項目で比較するものが妥当と思う。文言は違うが、同じ項目を指しているか。

【産業労働局】

記載は異なるが、事務費と委託費の内容は同じものである。

【勝地委員】

事業で使ったかながわ Pay アプリは第 1 弾の中で開発されたものか、それとも業者が以前から保有していたのか？

【産業労働局】

かながわ Pay アプリは、この事業のために開発されたが、業者が持っていた基盤を用いている。

【勝地委員】

システムを使うから、第 2 弾、第 3 弾とそのほかの費用も含めて随意契約になるので、同じ業者であるならば開発等は不要になると考える。第 2 弾、第 3 弾の契約の際はそれらを考慮し、新たな契約より低減されていることは確認したか、またどのように算定したか、基準はあるのか、知りたい。

【産業労働局】

参考見積をとって価格を確認した。

(2) 寒川第 3 浄水場沈でん池制御設備更新工事

【資料により企業庁から説明】

<質疑>

【村瀬委員】

本工事の発注は「企業庁事前公募事務要領」に基づき行ったとのことだが、具体的にどのような手続きなのか説明していただきたい。また、今の説明によると、もともと東芝インフラシステムズ(株)との契約しか想定できない発注だったように思えるのだが、なぜ、即時の随意契約としなかったのか伺いたい。

【企業庁】

「企業庁事前公募事務要領」は「企業庁財務規程」により定めたものであるが、当該規程では、専門性の高い工事、経験知識が必要な工事で随意契約をする場合は、即時の随意契約ではなく、競争的手続きを経ることとなっている。これが事前公募という仕組みで、念のために参加できる業者がいな  
いかについて確認した上で、随意契約をするといった二段構えでの手続きとなっている。今回も同様に、東芝インフラシステムズ（株）以外には受注が難しいであろうというものではあったが、事前公募という前段の手続きを経た上で随意契約を行った。

【村瀬委員】

事前公募の場合は、どこに公告を掲載することになっているのか。

【企業庁】

通常入札の公告と同様に、かながわ電子入札共同システムで公告している。

【田中委員】

資料の中で単価表などに記載のないものは見積により価格を決定しているとのことだが、価格の妥当性についてはどのように判断しているのか伺いたい。

【企業庁】

機器等の見積による価格決定については、まず、機器等の仕様書を作成し、場長の決裁の上で見積を依頼します。依頼先からは代表者名入りの正式な見積として提出してもらいます。その内容を確認した上で積算に反映させるために改めて決裁をとり、見積単価として使用しています。

【田中委員】

工事概要には既設PC盤ソフトウェア改造とあるが、写真を確認すると、かなり旧式の制御盤であることがわかる。改造というよりは制御盤一式を交換するような工事なのではないかと思われるのだが、飽くまでシステムは変えずに機器的なところのみを交換するという工事になるのか、技術的な部分で補足説明いただきたい。

【企業庁】

新しい機器を既存の制御装置に組み込んでいくためには、そのまま機器をつなげるのではなく、その機器に即したシステム側の改修が必要となる。

【勝地委員】

今回、随意契約で東芝インフラシステムズ（株）が受注することとなったわけだが、技術的には他の業者が施工することは有り得るということなのか。

【企業庁】

有り得るということで事前公募という手続きを行った。その結果、参加表明がなかったということで、他の業者は、公募の内容を見たうえで参加しないという判断があったのではないかとこのように理解をしている。

【勝地委員】

機器の更新だけではなくソフトウェア改造も伴うということで、様々なノウハウがある中で、他の業者が参加表明しづらいという状況があるのかと推測するが、そういったノウハウの部分は契約金額の中で考慮されているのか。

【企業庁】

本工事は、機器更新に際して既設設備の独自の構造を理解し、かつ同ソフトウェアに関し十分な知識を有することが必要不可欠であることを条件として示しているので考慮されている。

【勝地委員】

定期点検などのメンテナンスについても受注者に委託することになるのか。

【企業庁】

必要な点検周期に基づき、設備を設置した業者に委託することとしている。

【勝地委員】

機器更新の場合、最初に受注して設置した業者がノウハウや機器状況を熟知しているため、随意契約になるケースが多々あると思う。新規で機器を導入する場合には、設置とメンテナンスをセットで発注し、長期契約をすることも有り得るのではないかとこの感想を持っている。

【石津委員】

契約金額 10 億 6700 万円で、工期が 3 年半という工事で、近年、工事費の高騰している状況でもある中で、今後、金額が変更されることも想定されると思うが、その際にどのような手続きとなるのか伺いたい。

また、公共事業の更新については、財政上の制約もあり、なかなか進まない状況もあるかと思うが、今回の事業も更新時期が過ぎているものであるが、同じように更新時期が過ぎている事業の中からこの事業を選択した理由や優先順位のつけ方などについて伺いたい。

【企業庁】

金額の変更については、機器の価格の変更は想定していない。ただし、施工する中で現場の状況に変化が生じた場合には、その状況に合わせて工事金額を変更することはある。

更新時期が過ぎた機器に対する更新計画の立て方についてですが、毎年点検する中で各機器の劣化状況を把握した上で、更新時期について判断しながら、本浄水場内の他の工事との兼ね合いも含めて、最適な時期に発注している。

【石津委員】

公会計改革の中で固定資産台帳の整備が導入され、それが修繕計画に対して有効な情報を提供しているという考え方があるのだが、本浄水場においても修繕計画を策定するにあたり、固定資産台帳を活用しているのか伺いたい。

【企業庁】

設備を導入した際には、固定資産台帳に登録しています。減価償却が終わって、どのタイミングで機器を更新するのかということも含めて、固定資産台帳を参考にしながら計画を立てている。

## 2 入札・契約手続の運用状況等について

ア 入札・契約方式別発注状況等について

イ 指名停止の状況について

【資料に基づき会計局及び県土整備局から説明】

## 3 その他（報告）

ア 入札及び契約手続に係る事務手続要領の改正について

イ 口頭審議の案件の調整について（適切な件数を準備する）

ウ 次回開催日（令和7年9月5日 10時～）

エ 当番委員の確認（勝地委員/石津委員）

以上